

平成5年7月5日

JR池袋駅・巣鴨駅にエスカレータを設置

豊島区とJRが協定書締結

福祉のまちづくりを進める豊島区は5日、JR池袋駅と巣鴨駅ホームにエスカレーターを設置することで、JR東日本東京地域本社（榎本龍幸社長）と6月30日付で合意に達したと発表した（協定書は別紙）。

今回締結した協定によると、おばあちゃんの名所として有名な「とげぬき地蔵」のある巣鴨駅に一基、JR池袋駅山手線の内回り、外回りのホームに各一基、計三基を設置するとしている。建設費は、巣鴨駅が1億1千万円、池袋駅が二基で4億5百万円、計5億1千5百万円で、このうち同区が54.5%、JRが45.5%を負担する。設置工事はJRが行う。

巣鴨駅周辺には「とげぬき地蔵」他に、同区立の身障者施設である駒込福祉作業所・生活実習所があり、また、池袋駅は「福祉のまちづくりモデル地区」として東京都指定を受けていることから、エスカレーターの早期設置が要望されていた。

設置工事は今月から来年3月の予定だが、「巣鴨駅については早ければ今年末に完成させ、来春の『とげぬき地蔵』の初詣に間に合わせたい」とJR側では話している。

同区では、同区が平成3年1月に策定した「豊島区高齢社会対策総合計画」の中で、「公共交通機関の整備要請」として、鉄道駅にエスカレーター設置を要請することを計画として掲げており、以来約2年にわたり、JR、自治省、東京都と折衝してきた。今回、JRと合意に至ったことにより、また一歩大きく前進したと言える。

詳細 福祉課



協 定 書

山手線池袋駅外1駅エスカレーター新設工事（以下「工事」という。）の施行について、東京都豊島区長 加藤 一敏（以下「甲」という。）と、東日本旅客鉄道株式会社 東京地域本社長榎本 龍幸（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（工事の位置、設計及び工程）

第1条 工事の位置、設計及び工程は、別紙図書のとおりとする。

（工事の施行）

第2条 工事は、乙が施行するものとする。

（工事の費用負担及び支払い）

第3条 乙が施行する工事費は、別紙工事費負担額調書のとおりに総額概算 515,000千円（巣鴨駅110,000千円、池袋駅405,000千円）とし、甲が280,725千円（巣鴨駅60,000千円、池袋駅220,725千円・負担率54.5%）乙が234,275千円（巣鴨駅50,000千円、池袋駅184,275千円・負担率45.5%）を負担するものとする。

2 甲は、前項により甲の負担する工事費を別途乙（経理責任者財務部長）の発行する支払請求書により乙に納入するものとし、その時期・方法については甲・乙協議するものとする。

（設計変更及び工事費の精算）

第4条 工事の設計変更又は物価労賃の変更等により、工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲・乙協議するものとする。

2 工事費は、工事しゅん功後すみやかに精算するものとする。

（財産所有権の帰属及び保守）

第5条 工事しゅん功後の財産所有権は乙に帰属し、乙が保守管理するものとする。

（撤廃物等の処理）

第6条 工事の結果発生する撤廃物等は、乙が処理するものとする。

（移転変更等）

第7条 乙が将来巣鴨駅及び池袋駅を改良等行うことにより、この施設が支障する場

合は、乙はこの施設物を移転変更等できるものとする。

（苦情等の処理）

第8条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等については、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

（損害の負担）

第9条 工事の施行に伴い生じた損害は、乙の責めに帰する場合を除き甲・乙協議のうえ処理するものとする。

（その他）

第10条 前各条に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲・乙おのおの記名押印して各自その1通を保有する。

平成5年6月30日

甲 東京都豊島区長



加藤 一敏



乙 東日本旅客鉄道株式会社

東京地域本社長

榎本 龍幸

